４）架設工法が、片持ち張出し施工であること。

ただし、上記１）から４）までは同一工事の実績であること。

なお、特定ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員はそれぞれ平成20年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記５）及び６）の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

５）道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）の工事。

６）橋梁形式が、床版橋、Ｉ桁橋、Ｔ桁橋を除くＰＣ連続橋（ＰＲＣ構造含む）の工事。ただし、上記５）及び６）は同一工事の実績であること。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

(b)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

(c)　特定ＪＶの構成員は、それぞれ建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　出資比率要件　特定ＪＶの構成員は、２社の場合は30％以上、３社の場合は20％以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定ＪＶの代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定ＪＶの協定　特定ＪＶの協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

８　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶの取扱い

上記７(1)(a)の認定（上記７(1)(a)の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶも上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定ＪＶとしての資格が認定されるためには、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員は、上記７(1)(a)の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定ＪＶとしての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

なお、この場合において、上記７(1)(a)の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに上記７(1)(a)の認定を受けていないとき又は上記７(1)(a)の一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定（上記７(1)(a)の近畿地方整備局長が別に定める手続きにおける一般競争（指名競争）参加資格がないとの認定を含む。）を受けているときは、特定ＪＶとしての資格がないと認定する。

９　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定ＪＶとしての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定ＪＶの名称は、「すさみ串本道路鬮野川橋上部工事○○・○○（・○○）特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　当該工事に係る競争に特定ＪＶとして参加するためには、開札の時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和５年８月１日

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

財務部長　山農　宏之

◎調達機関番号　804　◎所在地番号　12

○第 20 号

１　調達内容

(1)　品目分類番号　22、31

(2)　導入計画物品及び数量　重粒子線治療計画設備の整備１（治療計画用装置）　一式

(3)　調達方法　購入等

(4)　導入予定時期　令和５年度第４四半期以降

(5)　調達に必要とされる基本的な要求要件

Ａ　本システムは量子科学技術研究開発機構量子生命・医学部門ＱＳＴ病院に設置する。

Ｂ　本システムは、高精度で安全に重粒子線治療計画を行うために以下の要件を満たしていること。

①　本システムは、最新の重粒子線治療計画機能を装備し、かつ、ＱＳＴ病院で現在利用している生物学的効果比モデルを装備すること。

②　本システムは、水平、垂直、及び回転ガントリー照射装置を用いたフルエネルギースキャニング方式の重粒子線治療に対応すること。

③　本システムは、四次元ＣＴ画像を使った呼吸動機照射の治療計画に対応すること。

④　本システムは、臨床実績のある他の非互換の生物学的効果比モデルイオン線の線量と共に線質を最適化する機能、及び複数イオン種の同時最適化の各機能に対応する拡張性を備えること。

⑤　本システムは、ネットワーク上の汎用ＰＣを治療計画端末として利用できること。また既設の治療計画装置や医療情報システムに接続し、これらとデータの送受ができること。

Ｃ　サーバー室内のラックへの設置工事及び必要な周辺機器機材の整備を含むこと。また、納入後ＱＳＴ病院の重粒子線治療装置データやビームデータ登録の支援を行うこと。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１(2)の物品に関する一般的な参考資料及び同(5)の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

(1)　資料等の提供期限　令和５年９月19日（火）17時00分（郵送の場合は必着のこと）

(2)　提供先　〒263―8555　千葉市稲毛区穴川４－９－１　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構　財務部　契約課　電話043―206―3014

E-mail : nyuusatsu_qst@qst.go.jp

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

(1)　交付期間　令和５年８月１日から令和５年９月18日まで。

(2)　交付場所　上記２(2)に同じ。